平成２６年（フ）第５６１号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番８―624号、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目１番１―1606号
債務者　後藤　典之
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８０号
神戸市長田区御蔵通５丁目201番地の４　203号
債務者　松下　雅代
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８５号
神戸市須磨区川上町１丁目２番18号　川上町ハイツ203
債務者　カフェキッチンクローバーこと　川本　宣弘
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８６号
神戸市須磨区川上町１丁目２番18号　川上町ハイツ203
債務者　川本智香子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番10―809号
債務者　中西征太郎
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０２号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番10―809号
債務者　中西由美子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１１２号
神奈川県三浦市東岡町１番25号
債務者　鈴木沙耶歌
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１１１１号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘13棟206号
債務者　梶川　裕史
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６７号
名古屋市名東区社が丘３丁目102番地の１池ノ浦コーポラスＡ棟505号
債務者　福田　雄二
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０８５号
大阪府八尾市西山本町６丁目３番21号　森岡マンション１号103号
債務者　小林　　亮
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８５号
東京都府中市本町２丁目20番地の20ルシェリメゾン401
債務者　三原　　宏
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２０１号
神奈川県藤沢市鵠沼神明２丁目11番33―102号
債務者　木村大介こと　金　　大介
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２９８号
神奈川県藤沢市片瀬１丁目２番24号　メゾンリバーサイド102
債務者　加藤　豊紀
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９８号
栃木県那須烏山市大沢770番地２
債務者　村山ミツイ
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４６号
栃木県宇都宮市東宿郷３丁目３番３号　山泉楼駅東店内、住民票上の住所栃木県鹿沼市千渡1793番地
債務者　津吹　國男
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９９号
岡山市中区西川原１丁目７番７号101号
債務者　篠宮　利之
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地15　北中城団地２号棟302
債務者　上原貴久生
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部